

〈論文〉

〈Paper〉

サブリメンタリー・ステイトメント第7号と  
ムーニッツ学説の比較

**The Comparison of the Supplementary Statement No.7 and  
the Theory of Maurice Moonitz**

神 納 樹 史

Jinnou Mikihiro

上武大学経営情報学部, 〒370-1393 群馬県多野郡新町270-1

*Faculty of Management Information Sciences, Jobu University, Shimmachi, Gunma, 370-1393, Japan*

受付 2003年10月6日

Received 6 October 2003

# サプリメンタリー・ステイトメント第7号とムーニッツ学説の比較

神 納 樹 史

## 1. はじめに

親会社概念に立つか、実体概念に立つかにより、連結情報は大きな違いが出る。周知のように、わが国の基準は親会社概念に立って作成されていると言われている。それでは、この概念に立つ連結情報には、どのような特徴があるのだろうか。これについては、一つの方法として、親会社概念と対峙する考え方すなわち実体概念を検討することにより、考察することが考えられる。本稿は、この方法を採用する。

さて、実体概念に立った典型的な会計基準として、サプリメンタリー・ステイトメント第7号 (A.A.A., Supplementary Statement No.7, "Consolidated Financial Statements", *Accounting Review*, Vol. XXXIV, No.2, 1955年4月。(邦訳 中島省吾訳編『増訂A. A. A. 会計原則』中央経済社、1964年。以下、『第7号』とする。)) が知られている<sup>1</sup>。そこで、『第7号』を検討する。しかしながら、『第7号』は会計基準である。会計基準であるがゆえに、論理一貫しない部分があるかもしれない。そこで、実体概念を採用した学説として著名であり、かつ本『第7号』の作成に彼自身が参画し、大きな影響を与えたと思われる<sup>2</sup> ムーニッツ学説を基準理解の拠り所とする。

#### 4. まとめ

これまでの検討を基に、『第7号』とムーニッツ学説を比較する。

まず、連結の範囲決定基準を取り上げる。『第7号』の判定基準のうち「支配的な中心的財務持分」と除外基準の(2)は、株式の所有割合により連結の範囲を決定しようとしている点でムーニッツの「集中された支配」と同じ側面から接近している。そして、『第7号』の「経営上の管理的支配」と除外基準の(1)(3)(4)は、経営活動を問題にしている点でムーニッツの「統括された活動」基準と同じ側面から接近している。

しかしながら、『第7号』とムーニッツ学説を検討してみると、ムーニッツ学説の本質は『第7号』が除外基準としたものにあるものと思われる。例えば、除外基準(2)であるが、これは株式所有割合を満たしてみても、支配が明らかではない会社は、連結の範囲から除外するというものである。これは、ムーニッツの考え方に一致する。彼は、「取締役を選ぶのに必要とされる議決権を握り、行使する」ことこそ、「集中された支配」の本質であると述べているからである<sup>29</sup>。さらに、「支配的影響力を現に行使しない限りは、企業集団の実体というものは存在していない」と述べている<sup>30</sup>。すなわち、彼は「集中された支配」という実質的な側面により連結範囲を決めるべきであると考えているのである。

また、除外基準の(1)(3)(4)にも、同様なことが言える。これらは、株式所有割合を離れ、支配の実質に目を向けたものである。これも、ムーニッツの考え方と一致している。彼は、「統括された活動」について、「ここで適用される基準は、業務の内容を基礎とする。つまり、グループが依然として従来と同じ機能を果たしているかどうかという点なのである(下線—筆者)」<sup>31</sup>と述べているからである。このように考えると次のようにも言える。それは、『第7号』が除外基準を設けたというのは、ムーニッツ学説の何らかの影響があったということである。

次に、連結手続を取り上げる。連結手続の中で、注目に値するのが投資消去差額である。『第7号』は、投資消去差額についてその発生要因を究明し、その後で残ったものを子会社の未記帳の無形資産としている。子会社の未記帳の無形資産は、取得時点での子会社が自らもつそれまでの潜在的超過収益力によって立証されるものである。これに対して、ムー

ニッツは、投資消去差額の残額を連結のれんとしている。連結のれんは、親会社の「集中された支配」の下で、企業集団が「統括された活動」を行っていくうえである種の経済的便益を反映したものであり、その便益に対し子会社の純資産価値以上に支払われた対価を意味するものである。すなわち、彼は親会社の投資が適正であると考えているのである。さらに言えば、投資の取得原価が公正価値と考えているのである。

そして、『第7号』の投資消去差額の手続で不明確だったのが、少数株主持分である。連結範囲決定基準を検討した結果、『第7号』は、ムーニッツ学説のように、実質的な側面から連結範囲を決定しようとしていたように思われた。となると、少数株主持分の取扱いについても、『第7号』はムーニッツ学説のように行いたかったのではないかと思われる。

さて、連結のれんに少数株主持分相当額が含まれるのは、なぜであろうか。これは、連結のれんを企業集団全体ののれんと考えているからだと思われる。この点に、ムーニッツ学説における「統括された活動」の思考が影響を与えているのである。すなわち、彼は、貸借対照表において、まず企業が集団として統一的な行動を行うために自由に処理できる財はどれだけあるのかを示すことを考えている。次に、その財が投資の源泉はどういったものなのかによるものなのかを示そうと考えているのである。この段階になると、どういった投資の源泉かが問題となるだけなので、親会社持分と少数株主持分を論理上同じ扱いとなるのである。

そして、ここでいう財とは、投資が取得原価で評価されているように、まさに財産であり、企業の現物である。企業の現物によると、企業集団の全資産を企業集団の立場で、その投資形態に従って分類して示さねばならなくなる。それゆえ、すべての資産は資産側の取得原価で評価される。ムーニッツ学説において、投資の取得原価を基に評価されているのは、妥当なのである。そして、ここに取得原価が公正価値であるというアメリカ会計学の特徴があるように思われるのである。

では、わが国では、なぜ部分時価評価法と全面時価評価法が導入されているのであろうか<sup>32</sup>。これこそ、親会社の立場からの方法ではないかと思われる。両者の違いは、受け入れた子会社資産・負債を連結会計上どう評価するか、つまり、少数株主に帰属する部分を簿価で評価するか、時価で評価するかにある。すなわち、子会社を連結するに至った時点で、親会社が子会社の資産・負債のすべてを支配したと認識するかどうかの違いがあるのである。前者は、親会社が支配しているのは子会社の資産・負債のうち親会社持分相当額と考え、親会社持分と少数株主持分をそれぞれの持分割合に応じて計算上区分しようとするものである。後者は、親会社が子会社の資産・負債のすべてを支配したと考え、支配した子会社の資産・負債を、親会社がそれらを支配し企業集団の資産・負債となった時点の

時価で評価した大きさを捉えて親会社の資産・負債と結合させようと考えたものである。そして、これが親会社概念の考え方だとすると、投資消去差額については時価評価した分だけ、実体概念と数値上違いが生じてくるものと思われる。

さて、以上の検討にもとに現実の企業集団を想定すると、果たしてわが国のように親会社の立場から企業集団を考えることが連結情報として適切なのかという疑問が生じる。例えば、数社で、一つの車を製造しているとしよう。その場合、連結情報としては、その車にどの会社がどれだけ出資しているかではなく、企業集団として製造した車それ自体を示すことが適切であろう。そのように考えると、少数株主持分を支配持分と区別することには意味がなくなるのではないだろうか。すなわち、支配従属関係ではなく連結集団という実体から連結情報を考えていったほうが、より連結集団の実態に近づく連結情報になるように思われる。

<注>